

# 北竜町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	2,113	2,899,250	42,435	470,149	16.2	17.6

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
24年度	45	179,149	30,105	66,168	275,422	6,120	5,523

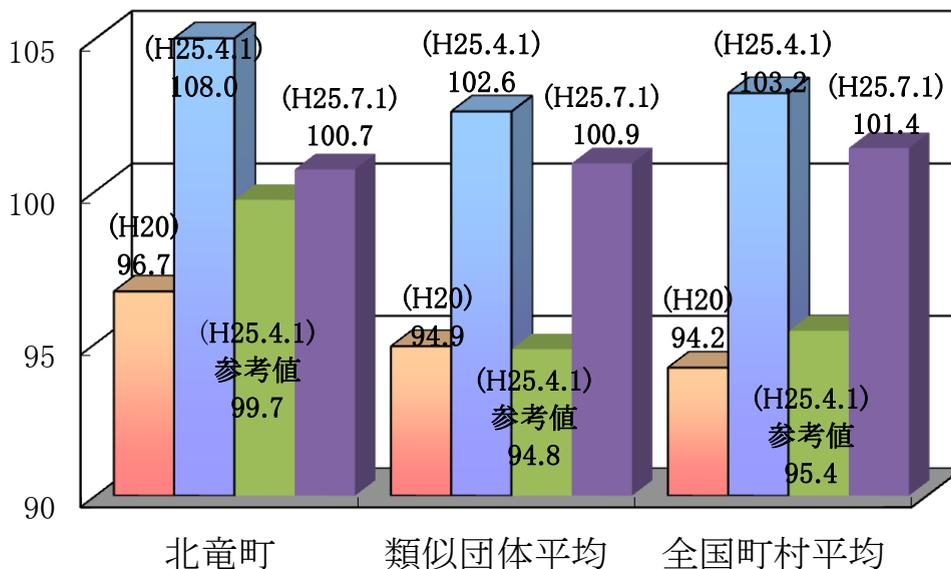
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項

給与減額の状況  
国の要請を踏まえた減額措置の取り組み

平成25年4月1日現在 なし（平成25年7月～平成26年3月実施）

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

## 2 一般行政職給料表の状況（平成25年4月1日）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1号給の給料月額	135,600 円	185,800 円	222,900 円	261,900 円	289,200 円	320,600 円
最高号給の給料月額	243,700 円	309,200 円	356,400 円	390,100 円	406,500 円	425,600 円

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北竜町	40.6 歳	315,362 円	368,063 円	356,290 円
北海道	45.4 歳	330,736 円	396,550 円	374,715 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446)	—	376,257 円 (405,463)
類似団体	41.9 歳	312,748 円	345,188 円	336,473 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における下段括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値（減額前）である。

### (2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区 分		北竜町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	165,312 円	163,987 円
	高校卒	140,100 円	134,496 円	133,418 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

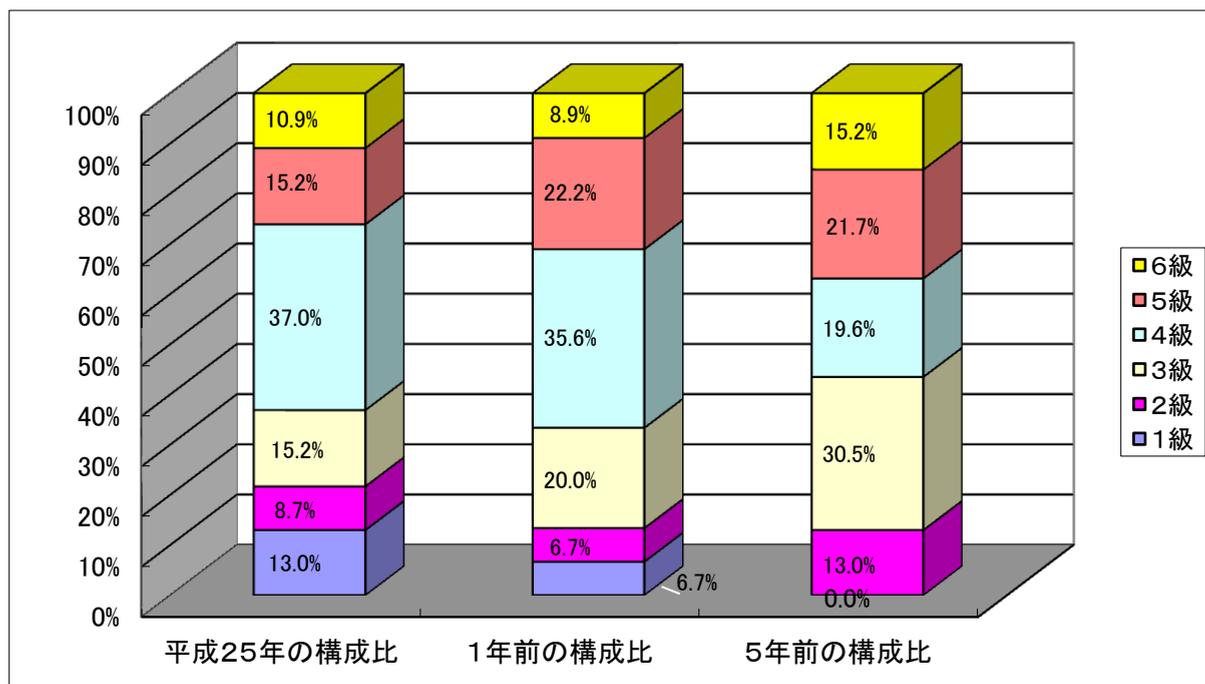
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	250,400 円	301,700 円	342,500 円
	高校卒	205,400 円	250,400 円	301,700 円

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

##### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	初級係員及び中級係員の職務	6 人	13.0 %
2 級	上級係員の職務	4 人	8.7 %
3 級	係長及び主任・主査の職務 上級係長の職務	7 人	15.2 %
4 級	課長、主幹、課長補佐等、 町長が指定する上級係長の職務	17 人	37.0 %
5 級	課長、主幹、課長補佐等、 町長が指定する上級係長の職務	7 人	15.2 %
6 級	町長が指定する課長等	5 人	10.9 %

- (注) 1 北竜町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

##### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

・一律支給

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

北 竜 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,233 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,582 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

[参考] 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

・一律支給
-------

### (2) 退職手当(25年4月1日現在)

北 竜 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.03 月分 29.375 月分	勤続20年 23.03 月分 29.375 月分
勤続25年 32.83 月分 38.955 月分	勤続25年 32.83 月分 38.955 月分
勤続35年 46.55 月分 55.86 月分	勤続35年 46.55 月分 55.86 月分
最高限度額 55.86 月分 55.86 月分	最高限度額 55.86 月分 55.86 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 )	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)
1人当たり平均支給額 1,179 千円 24,101 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	3,797 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	97,346 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	44.3 %	
手当の種類(手当数)	4	
手当の名称	主な支給対象職員、業務	左記職員に対する支給単価
ボイラー取扱手当	ボイラーの取扱いに従事する職員	月額 1,000 円
老人ホーム業務手当	特別養護老人ホームの職員	月額 3,000 円
	介護支援専門員及び生活相談員	月額 4,500 円
	看護師、准看護師	月額 6,000 円
介護員	月額 6,000 円	
医学研究手当	医学研究を必要とするもの	月額 100,000 円
学校医手当	学校医として町長が指定したもの	月額 25,000 円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	8,495 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	116 千円
支給実績(23年度決算)	8,853 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	118 千円

(5) その他の手当(25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (24年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円</li> <li>①配偶者非扶養 1人のみ 11,000円</li> <li>②満16歳～22歳までの扶養親族 1人5,000円加算</li> </ul>	同	8,841 千円	267,916 円
住居手当	《借家等》 ・家賃23,000円以下 23,000円－12,000円 ・家賃23,001円以上55,000円未満 家賃－23,000円×1/2＋11,000円 ・家賃55,001円以上 27,000円 ----- 《持ち家》 ・11,000円 (新築等から5年経過するまで 12,000円)	異  国は 持ち家制度なし	10,988 千円	180,295 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通用具利用者(車等)     距離に応じて 2,000円～24,500円</li> <li>・交通機関利用者     運賃相当額が 55,000円以下のものは     運賃相当額</li> </ul>	同	1,914 千円	95,697 円
管理職手当	・課長職 7% 補佐職 5%	異 支給割合	9,259 千円	440,882 円
寒冷地手当	世帯主 ・扶養親族がいる職員 月額 26,380円 ・扶養親族がいない職員 月額 14,580円 その他の職員 月額 10,340円 11月～翌年3月までの5ヵ月支給	同	7,917 千円	90,996 円

## 6 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 長	664,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	( 830,000	円 )	787,000	円/	495,000	円	
副 町 長	602,000	円	647,000	円/	421,500	円	
	( 669,000	円 )					
報 酬	議 長	268,000	円	310,000	円/	171,100	円
	副 議 長	212,000	円	251,000	円/	119,000	円
	議 員	177,000	円	230,000	円/	100,000	円
期 末 手 当	町 長	(22年度支給割合)					
	副 町 長	3.95	月分				
	議 長	(22年度支給割合)					
	副 議 長 議 員	3.95	月分				
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 町 長	給料月額等 × 20.504ヶ月			任期ごと		
	備 考	給料月額等 × 12.936ヶ月			任期ごと		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

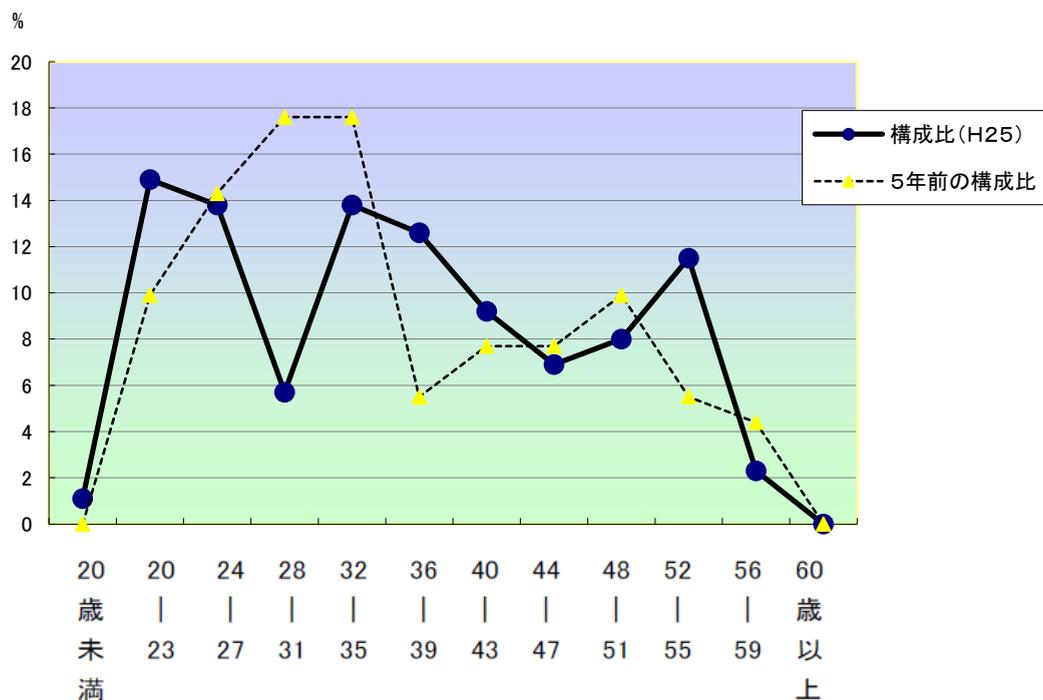
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成25年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	業務内容充実による増  <参考> 人口1万人当たり職員数 194 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 170 人)
		総務	11	12	1	
		税務	2	2	0	
		民生	4	5	1	
		衛生	7	7	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	8	7	△1	
		商工	1	1	0	
	土木	5	5	0		
	計	40	41	1		
	教育部門	6	6	0		
	消防部門	—	—			
	小 計	46	47	1		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	0	0	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 222 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 204 人)	
	下水道	1	1	0		
	介護	1	1	0		
	その他	40	38	△2		
	小 計	42	40	△2		
合 計	88	87	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 411 人		
	[ 109 ]	[ 109 ]	[ ]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳   23歳	24歳   27歳	28歳   31歳	32歳   35歳	36歳   39歳	40歳   43歳	44歳   47歳	48歳   51歳	52歳   55歳	56歳   59歳	60歳以上	計
職員数	1人	13人	12人	5人	12人	11人	8人	6人	7人	10人	2人	0人	87人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

区分 部門	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	42	40	39	40	40	41	△1 (97.6%)
教育	6	6	6	6	6	6	0 (100.0%)
普通会計	48	46	45	46	46	47	△1 (97.9%)
公営企業等会計	43	43	44	44	42	40	△3 (93.0%)
総合計	91	89	89	90	88	87	△4 (95.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。